

令和5年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）						
招集年月日	令和5年6月2日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年6月9日	10時0分	議長	坂口久信	
	閉会	令和5年6月9日	11時47分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席0名 欠員1名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	欠員		9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	5番	待永るい子	6番	竹下泰信	7番	田川浩
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 下川慎二			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	今田徹		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	羽鶴修一		
	総務課長	津岡徳康	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村芳幸	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	萩原昭彦	学校教育課長	與猶正弘		
	町民福祉課長	森川陽子	社会教育課長	安本智樹		
	健康増進課長	中溝忠則	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年6月9日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第1号 令和4年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第2 議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第32号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第34号 令和5年度消防小型動力ポンプ積載車更新事業の契約締結について
- 日程第6 議案第35号 町道の一部認定について
- 日程第7 議案第36号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第37号 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第38号 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第39号 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第40号 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議案上程
町長提案 議案第41号～議案第49号
町長の提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第3 議案第42号 農業委員会委員の任命について
議案第43号 農業委員会委員の任命について
議案第44号 農業委員会委員の任命について
議案第45号 農業委員会委員の任命について
議案第46号 農業委員会委員の任命について
議案第47号 農業委員会委員の任命について
議案第48号 農業委員会委員の任命について
議案第49号 農業委員会委員の任命について

午前10時 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付いたしております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1．報告第1号 令和4年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

繰越明許費につきましては、繰越計算書ということで5ページのほうに事業名が4つ記載してあります。この事業を見てみますと、広域農道から橋梁の維持補修事業ですけれども、このうち広域農道舗装補修事業につきましては翌年度繰越が2,100万円ということになります。これにつきましては、当初予算では3,700万円やったんですけれども、2,100万円ほど補正をしてあります。補正されたということは、やはり緊急性を要するもので、こういうふうで補正をされたというふうに思いますけれども、この補正額が全部繰越しになってるんですよ。農林水産業費の農業費のストックマネジメント事業の補助金についても補正をされます。これについては、当初予算は142万5,000円、105万円ほど補正をされてるというふうに思います。道路橋梁費につきましては、これはそのままです、1,870万円の分はですね。ただ、その下のほうの橋梁の維持事業費の6,590万円についても、これについても補正をされてます。先ほど言いましたように、緊急性があつて補正をされて、次の年度に繰り越すということ自体はどうかと思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回、繰越明許費は4件、建設課のほうの分を上げております。その中で御説明いたします。

まず、その広域農道の舗装補修事業ですけど、これは12月に、議員言われるように2,100万円補正をしております。これは、本来この事業が農山漁村地域整備交付金という事業で交付金をもらってしておりますけど、近年、県から言われることが、当初令和5年度、本年度の予算も6,900万円計画をしておったんですけど、多分それが満額つかないだろうと。だから、そのつかない分をもう前もって繰越しで、補正で要望したほうが、全体事業費はそのまま保持できると。やはり予算がつかないことにはずっと全体事業費が減ってくるようになりますので、まず確保するためには、そのつかない分を補正ですれば補正のほうにつきや

すいということで、緊急性というよりもとにかく予算を確保するために次年度分の予算の一部を前もって補正で要望して、それが要望する時期が年度末とかになりますので、どうしても事業が完成しないので繰越しをしたということになります。

あと、ストックマネジメントのほうについても、当初は大浦土地改良区が900万円ぐらいの事業で要望されておりましたけど、ほかに突発でどうしても修理ばししなければならないところが出まして、それを令和4年度にしたいということで、国とかの承認も得て補正も上げておりましたけど、どうしても農業の時期で、今回の分が減圧水槽というところの修理だったんですけど、そこを水を通してもらわなければ農業ができないということで、できれば4月以降にしてほしいということがあったため、補正はして要望はしたんですけど、時期が3月までにできなくなったので、その分を繰越ししております。

あとは、橋梁については必要な分を補正して、ノリとかでできない分がありますので、どうしてもその分を繰越しをさせていただいています。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

必要に応じて補正は必要だというふうに思いますけれども、繰越しということは、その年度の工事ですからなるべく繰り越すことを少なくして、当初の予算は当初の予算、その年度の予算は年度の予算で賄うような対応をぜひお願いをしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

答弁要りますか。

○6番（竹下泰信君）

いや、結構です。

○11番（久保繁幸君）

これは広域農道の補修事業や年度内で工事の完了が困難となった4事業とあります。この4事業を教えてくださいませんか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

事業の内容ですかね。

○11番（久保繁幸君）

事業箇所。

○建設課長（浦川豊喜君）

箇所ですか。分かりました。

この分は、片峰地区といいまして、今の坂口県議さん方の家の前の付近を予定しております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

4つて書いちゃったい。

○議長（坂口久信君）

4か所ばい。

○建設課長（浦川豊喜君）

すいません。お答えします。

広域農道については、先ほど言いましたように片峰地区の分と、あと次のストックマネジメント事業については中畑地区の分の修理、主にはそれです。あと、次の2つについては、橋梁は豊足橋の工事の分と、設計とか管理委託の分でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

その各事業箇所の金額は幾ら幾らになっております。あと4つの、今言われた事業の金額。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

事業の金額ですけど、広域農道については令和4年度が5,800万円ということで、うち繰越しが、片峰地区の分についてが2,100万円全額を使うとなっております。ストックマネジメントについては、中畑地区の減額補正の分が847万円の事業費で、それに対する補助金ということで127万1,000円を繰越しをしております。あと、豊足橋については、ここに記載しておりますように、設計のほうで1,870万円と工事が6,590万円が全体事業費でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

この特定財源、地方債を1,000万円というふうにここに記載してありますが、この地方債の償還年数、それと金利、これは幾らぐらいの償還期限とあるいは金利になっておりますか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

広域農道舗装補修事業の財源として、地方債を公共事業等債として借入れを予定しております。この償還期間については、今、資料を持ち合わせておりませんのでお答えできません。利率については、まだ事業を実施しておりませんので、実際借入れをしておりませんので、そちらのほうも実際工事が完了した後の借入れとなりますので、その時点で決定することとなります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第1号を終わります。

日程第2 議案第31号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

今回の改正で、財源の収入増になるのか減になるのか、この3つの今、個人所得課税関係、これが固定資産課税関係、軽自動車関係で、これは総額幾らの財政収入か、減になるのか増になるのか、その辺をお伺いいたします。

○税務課長（羽鶴修一君）

お答えいたします。

まず、個人所得課税に関しましては、森林環境税のほうを1,000円追加徴収いたしますので、3,700人等割の方がいらっしゃいますので370万円の増になりますが、令和5年度で復興税の増税分が終了しますので、実際の均等割は5年度5,500円、6年度5,500円と変わりませんので、個人所得に関しては変化はございません。

固定資産税に関しましては、今回マンションに関する減税措置ですので、太良町には該当のマンションがございませんので、影響はございません。

最後に、軽自動車税関係ですけど、グリーン化特例、こちらは電気自動車の場合75%の軽減がありますけど、5年度の登録台数を見ましても3台程度しかありませんでしたので、2万円程度の収入の減となっております。

最後に、10%から35%ということで合算割合がありますけど、こちらは自動車メーカーの不正がトラック関係でありましたので、軽自動車税には特段影響はございませんでした。ただ、自動車税の昔の交付金関係で12万円ほど令和4年度に収入があっております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

分かりました。

それと、その説明の中で、3点目なんですけど、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税について特例が出されておりますが、これはどういう意味なのかお尋ねいたします。

○税務課長（羽鶴修一君）

すいません、肉用牛の影響額のほうを先ほど申し上げておりませんでした。

肉用牛は、100万円未満で売れた牛に対して1,500頭までは所得を科さないという特例でございます。太良町に対象の農家さんがたしか30戸近くありまして、今回の特例を使われているのが8世帯ほどございました。影響額としましては、減額している所得が1,800万円程度

で、税額は160万円程度減額しているところでございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

それで、簡単なことを聞きますが、森林環境税、これは幾らですかね。

○税務課長（羽鶴修一君）

個人住民税の均等割に1,000円を上乗せして徴収するものでございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

分かりました。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第3 議案第32号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第32号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

議案第32号につきましては、この議案の15ページのほうに別紙ということでつけておられる内容かというふうに思います。これを見ますと、例えば第3条第3項ただし書中20万円を22万円とか、2万円上がっています。第25条の第1項中は幾らと書いてありますけれども、これの内容では保険税の条例がどう変わったのかというのが分かりませんが、この辺について説明をしていただきたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

今回の専決事項でお願いしている分につきましては、課税限度額の変更と保険料の軽減判定に係る改正でございます。その内容につきましては、課税限度額の変更につきましては、この中の医療給付費分というのがございます。この医療給付費分につきましては、国民健康保険加入者の医療費の支払いに充てる財源でございます。また、後期高齢者支援金というのもございます。この後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者の支援金分の75歳以上の方が加入している後期高齢者医療制度を支援するための74歳以下の全員に負担していただく分でございます。また、介護給付費分ということで、国民健康保険に加入している40歳から64歳の方につきましては、医療給付費分と後期高齢者支援金分のほか、介護納付金に係る保険料が賦課されることとなっております。したがって、この後期高齢者支援金分をこの第3条第3項のただし書でいいますと20万円を2万円引き上げて22万円になると。2万円の引上げにつきましては、今後、超過世帯については2万円が負担していただく分になっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

質問の内容が悪かったかもしれませんが、先ほど言いました第3条の第3項のただし書中の20万円を22万円、先ほど言われましたように2万円上がっております。これは何なのか。25条の第1項中の20万円を22万円、これも2万円上がるようになってます。これは何なのか。同じく、同項の第2号中の28万5,000円を29万円、これは5,000円上がってます。これは何なのか。同項第3号中の52万円を53万5,000円、これは1万5,000円上がっています。これは何を示しているのかお尋ねしたいというふうに思いますけれども、差し当たってそれをお願いします。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど竹下議員の御質問につきましては、第3条の第3項につきましては後期高齢者支援金の課税額でございます。それと、25条の第1項につきましては、国民健康保険料の保険税額でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

同項の第2号中の28万5,000円を29万円、それと同項第3号中の52万円を53万5,000円、この2点についてはどういう内容ですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

53万5,000円の分と、もう一つ29万円の分ですかね。

○6番（竹下泰信君）

そうです。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

29万円の分につきましては、国民健康保険税の減額でございます。

53万5,000円につきましては、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の分でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

これは、この分は上がっていくということですか。被保険者が負担する分が増えていきますよということですか。それとも、控除額がこういうことになったんですよとか、それぞれの理由はどういうことですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

後期高齢者の2万円引上げにつきましては、世帯で2万円負担をしていただく、増額するというところでございます。それと、軽減のほうは、軽減の措置がかけられておりますので、この軽減措置に該当する方が、これは町民の方が得するといえますか、軽減世帯の枠が増えるということでございますので、この軽減につきましては世帯の方は有利に働くということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

今、負担と軽減について御説明がありました。

その53万5,000円については分かんないんですが、国民健康保険者に対してどのようなメリットがあり、どのようなデメリットが出てくるのか、その辺はどのような意向になりますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

国民健康保険料につきましては、世帯割あるいは所得割等々になっておりますので、この分につきましては世帯でいきますので、これは判定をしてみなければ、金額はAさん、Bさんありますので、世帯の金額がありますので、ここでは上がるか上がらないかは存じ上げませんが、町民の方にしてみれば損はしないといえますか、軽減がかかかりますので、ここではお答えできません。申し訳ございません。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

分かりました。メリットが多いということね。よか。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第32号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第4 議案第33号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第5 議案第34号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第34号 令和5年度消防小型動力ポンプ積載車更新事業の契約締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

議案第34号は、消防の小型動力ポンプ積載車、消防車には2通りタイプがあって、ポンプが一体となっている消防車と、可搬といって運ぶことができる、ポンプを載せるための消防車という2種類ありますけれど、これはいわゆる可搬のポンプを載せる消防車を16部と21部、

波瀬ノ浦と広江で21年を経過したので更新をするということだと思います。

それで、先日の町長の提案理由の説明の中に、今年の4月27日に指名競争入札を行ったが落札者がなかったため、地方自治法によって仮契約したと、南里ポンプさんということでございました。それで、随意契約によって仮契約をしたということなんですけれど、まず今回、要するに不落ということですよ。不落というのは、予定価格があつて入札をしたんですけど、その予定価格より入札した一番少ない額がそれよりも高かつたということで、入札にならなかつたということだと思います。それで、地方自治法の施行令第167条の2、随意契約のところで、要するに規定により随意契約にすることができると。その8号には、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときが、その予定価格とかその条件を変更することはなく随意契約ができるということが書いてあります。

それで、まずは流れですよ、今回の。多分、指名入札のほうを2回やられたんじゃないかと思うんですけど、それでその後に随意契約をやられたということになると思うんですが、不落による随意契約というのはあまりないもので、私たちの後学のためにも、今回のその流れというのを一つまずは教えていただけないかというふうに思います。よろしくお願ひします。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

今回の件につきましては、指名競争入札を行ったわけでございますけれども、予定価格を設定しまして、議員御案内のとおり、その予定価格の範囲内に入札額が及ばなかつたのが1回目でございます。入札の要領によりまして、町では2回入札のし直しをするというようなルールを決めております。2回目も入札を行いました、それでも入札金額が予定価格に達しなかつたということになりましたので、どうしようかというふうなことになりまして、そこに一同いらっしゃる入札業者の皆さんにお諮りをいたしまして、この中で一番最低見積額を出された業者さんと随意契約の交渉をしても構わないですかということでお伺いを立てました。その結果、参会された皆さんがそれで結構ですよということでしたので、最低見積額の業者さんを指名いたしまして、あなたと随意契約で相談できないかというようなことで相談を申し上げました。当然、相談をする場合には予定価格等を動かしますとルール違反になりますので、予定価格はこのままで何とか勉強していただいけませんかということをお願いをいたしました。その結果、何とか随意契約のほうに持ち越せる見込みが立ちましたので、今回、仮契約を結ばせていただいて、議会の議決に付しているところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

これまでの流れがよく分かりました。

今回は不落のためにこういった契約、今は仮契約ですけど、なってると思いますけれど、

最近この不落という言葉をよく聞くんですよ。佐賀県で総合グラウンドの跡に造られましたSAGAサンライズパークですとか、近くでは鹿島市民会館ですとか、新しく造られるときに不落ということがございました。もちろん再入札でやっておられますけれど。それで、理由は、近年で言いますと資材の高騰また人材不足とかそういった理由が上げられると思えますけれど、今回もいろいろなものが高騰したんでなかろうかという気もしますが、ひょっとしたら納期の問題かもしれません。いろいろ分かりませんが、まず今回なぜそうなったのか、よければ直近の消防車を購入したときの数字などを上げてもらいながら説明してもらえればと思いますけど、どうでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

金額の高騰につきましては、議員御案内のとおり、コロナまたウクライナ、いろんな情勢がございまして物価が高騰していることとございますけれども、前回、令和3年度に2台積載車を契約をいたしておりますけれども、それから比べますと大体260万円ほど値上がりしております。そのうち、中身を見てみますと、大体車両自体は前回は600万円、今回が640万円ということで40万円増、艀装といいまして、ポンプ積載装置、ホース収納装置、附属品取付け架装、その他一般架装とありますけれども、これが120万円ほど上がっております。それと、取り付品及び附属品という部品が70万円ほど上がっております。そういった形で、これが大体値上がりの主な要因でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

前回、2台分ですけれど、260万円ほど前回より上がっているということで、それが多分、想定よりも上がっていたんじゃないかなと思います。ただ、今回は最終的には随意契約により再入札ということは免れたですけれど、消防車というのは、要するに町民の生命、財産を守るための車ですし、特に気をつけてもらいたい購入するものだと思うんですよ。これからこういったことが起こらないように、担当としてこういったことに気をつけて対応していくつもりなのか、それはいかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

予定価格を決めるとき、こういった場合は相手の見積り等を参考にしながらやるわけですが、ほかの場合は設計をうちが組んでというふうなことになります。そして、予定価格を決めるわけです。そして、そこに今回、達しなかったと。予定価格は私が決めております。やはり我々もできるだけぎりぎりの線じゃないですけども、こんくらいだったら落札するんじゃないかなという範囲の中で決めてるわけですが、今回はそれがかなわなかったというふうなことで、この条文の167条の2項の8号を使ったというようなことで、過去にも実はこういった例はありはするわけですよ。昔は3回もとか4回もというようなことをや

っておりましたけども、そういったことはやらなくて、あとはもう最低業者と話をするというような形でやっておりました。過去にも、議員はおられたから御存じだと思いますけれども、多良中学校の体育館のときに、これはあまりにも安く設計しとったために落札者が出ないと。とてもじゃない、金が幅広かったというようなことで見直しをしております。例えば、ほかの市町でもあっておりますけど、こういうときは設計する場合、相手にも見積りを参考にしながら、また物価分あたりを参考にしながらやるわけですが、そういったとき、予定価格を高く設定しておれば何らなく落ちるわけですよ。ですから、その辺が本当に難しいところなんですよ。ぎりぎりのところで決めたいと。そういったから、今後もこういったことが起こらないことを願いますけれども、予定価格を引き上げていくという考えは、私は今のところはありません。今までの考え方の中で、いろいろ物価等が高騰しておれば、物価あたりも見れば分かるわけですので、そういったところを見ながら、最低制限の中で予定価格は決めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第34号 令和5年度消防小型動力ポンプ積載車更新事業の契約締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第35号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第35号 町道の一部認定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第35号 町道の一部認定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第36号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第36号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（江口孝二君）

補正予算書の32ページの人道橋の設計委託料について、町長にお尋ねします。

まず、町長に知ってほしいのは、地元の方々は嫁川橋の架け替えを希望されておられます。それと、嫁川橋の幅は3.7メートルしかなく、車はその上は片側通行の走行状況です。また、見通しも悪く、令和になってから3件の交通事故も発生しております。ただ、町長が提案理由で説明された、児童・生徒を交通事故から守るために人道橋を設置すると言われることも私は理解しております。そこで、人道橋の設置場所を今の学校の正門側からのカラーゾーンの延長上で、上流側に今の橋から2メートルぐらい離してそれを設置してもらって、今後、嫁川橋の補強等の工事等が発生した場合は、もう架け替えということを私は提案したいんですけど、町長、どう思われますか。

○町長（永淵孝幸君）

本来なら、橋梁点検をやっておりますので、その判定が1から4までありまして、もう4は架け替え、危ないというようなあれですけど、今のところは2なんですよね。ですから、まだ架け替える必要もない、まずは修繕する、補修するというのは3ぐらいでやるわけですけども、そういったところがないというふうな判定になっておりましたので、私も一瞬考えはしたんですけど、今回は人道橋だけ、子供たちが通る道の安全を確保するために造ろうと。将来的にわたって判定が3から4に変わっていく中で、どうしても架け替えなならんというようなことは、今3. 幾らと言われましたので、やはり5メートルぐらいは造りたいというようなことですので、今の人道橋は上のほうに今の橋梁から離れたところで、次に橋梁を架け替えるときは差し支えないような形でやりたいと。そして、橋梁を造るときは、やはり3年から4年、今、有明海漁協との話とか何かの中でかかるわけですね。ですから、子供たちが

完全にそこでやれば、子供たちまで迂回しないといけないということになります。ですから、人道橋を先に造っとけば、子供たちが通学する場合にはあまり影響ないのかなという思いをいたしております。ですから、場所は今のより2メートルから3メートルぐらい、2メートルちょっとは離さなんでしょうけれども、歩道そのものも2メートルぐらいで考えておりますので、2メートルは離さないかんかなと。そして、今言うように判定がなれば架け替えをします。そうなったときにすれば交付金を借りられるとか、それから補助が出たりとかいろいろするものですから、そういったときは当然架け替えになっていくんじゃないかなと、こういうような思いをしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

29ページ、道の駅のイベントの件についてお尋ねいたしますが、せんだっての企画の説明についての確認なんです、イベントの期日が5年11月17、18、土日という予定というふうな公表だったんですが、調べてみますと土日は17、18じゃないんです。その辺の確認からまずお願いしたいんですが。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

イベントの期日につきましては、一応土日ということで計画をしておりますので、前回の全協のときの説明が誤っていたかもしれません。申し訳ありません。

○11番（久保繁幸君）

いや、誤っていたかもしれません、その辺ははっきりしとってくださいよ。17か18か、18か19か。それに、あなたたちがこの前説明したのは17、18やったですよ。それをどういうふうに。はっきりしとってください。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

11月18日土曜日と19日の日曜日開催予定としております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

そしたらば、この前の説明は誤りだったということですね。

それと、公告イベント等委託業者の選定についてなんです、これはどのように今後選定等はやっていかれるのか。この前聞いたときにはKBCあたりで放映するようなお話があったんですが、今後どのような予定でいかれるのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

令和4年度からとか、いろんな、まずは北部九州のところの広域的な情報発信力があるところ、なおかつ前年度とかで太良町の情報をいろいろ詳しくされている業者さんがそのKBCということで、一応計画をしていきたいと思っております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

それでは、KBCと随契ということですか。その辺を確認させていただきます。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

この議会で予算が通りました後、起案になると思いますけども、随契の理由で計画を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○1番（山口一生君）

先ほどの関連の質問なんですけども、これは場所は道の駅太良を想定されてるかと思うんですけども、こちらに収容できる想定の数と呼びたい人数はどのぐらいを見積もっておられますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

収容台数といたしましては、道の駅周辺で約200台ほどと、サブというか太良町役場のほうも約200台ほどは確保できると思っておりますので、そこでのシャトルバスの運営をしていきたいと思っております。また、見込み人数につきましては3,500人ぐらいは見込みたいということで計画をしております。

以上です。

○1番（山口一生君）

ずっとプロモーションというか月金ぐらいまでテレビ放映とかそういったコマーシャルを打たれて、その価格も込みでこの865万5,000円ということだと思うんですけども、道の駅太良で例えばもう満杯になってしまうということも考えられます。カキのシーズンとかも始まってますので。なので、太良町全体でそういったお客様を受けるような、いろんなポイントを同時に展開するというような仕掛けもこの中には考えられているのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

当日というかその会場でも、町内のこういう時期にこういうお店がありますよというようなチラシ等をその案内所等で対応していきたいと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

せっかくこういった前向きな観光、コロナも終わって人をもう一回呼び込みたいということであると思いますので、ぜひ皆さんあまり行ったことがないような太良町のポイント等も早急に目星をつけていただいて、そういったところを回遊してもらって、道の駅に行ったらもう車を止められんで帰りましたというのが一番まずいパターンだと思いますので、宿泊とかも絡めてなるべく長期で太良を1日、2日楽しんでもらえるというようなイベントにしていきたいなと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○5番（待永るい子君）

予算書の19ページですけれども、介護保険教室の中で実施をしている写真教室の主要事業として新規に取り組みれるという町内の風景などを掲載したカレンダーを作成するというのがありますけれども、この新規の事業でカレンダーを作るというふうに決められた目的は、まず何でしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

まず、介護予防教室で実施している写真教室なんですけれども、ここではシニアの方が生きがいの場として活躍されております。それで、写真教室ですので、歩いて、見て、撮って、学ぶということをされておりますけれども、それを生かして町内の風景等の写真をカレンダーという形にして、一つの作品にして町内外に配布するという事で、さらに活動の場をまた広げていただいて、教室全体の活性化につなげてもらえるということで考えたものでございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

このカレンダーは大体何枚ぐらい作られる予定で、どのように使うというか、使い道、それはどういうふうに具体的に決められているのかお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

カレンダーの使い道については、先ほど申し上げましたとおり、カレンダーですので町内の各家庭、町外の方に配布をするということですが、大体3,500部を予定をしております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

私がこのカレンダーについてお聞きしたのは、商工のほうですかね、カレンダーを現在作ってあると思いますけれども、観光協会のほうにも言ったんですけど、作られたカレン

ダーをあちこち分けて、これで終わりましたじゃなくて、分けたカレンダーが確実にゼロになってるというか、役に立ってるのかどうかというその管理のところをお伺いしたんですけど、最初はただもうやるだけで終わっていたみたいですけど、せっかく作るんだったらやっぱりその目的に沿ってきちんとゼロになるように、いつまでも在庫として残ってないようなそういう管理をしていただきたいなと思いますので、そこら辺のところまでいかがでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

3,500部を作成すると申しあげましたけれども、町内が大体3,200世帯ございます。ですので、町内の各戸に配布をさせていただいて、残りの分をほかの町外の欲しいとおっしゃるところに配布をしたいと思っておりますので、在庫はほとんどないと考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○7番（田川 浩君）

予算書23ページ、衛生費の中の予防費、任意予防接種委託料ということで160万円ほどの子供インフルエンザ予防接種の助成等の拡充ということでございますが、これは私が3月の議案のときに、最近、そのときに町民さんのほうから、割とインフルエンザワクチンの、あれは自由診療ですから、あれの単価が年々上がっていると。もう3,000円台だったのが最近では4,000円以上はかかるということで、どうにかならないかという声を何人かから聞きまして提案したものなんですけれど、今はコロナも一旦落ち着いておりますけれど、これからまだコロナとインフルエンザの混在といいますか、それは続いていくと思います。インフルエンザに関しましては、今年の5月、宮崎県の高校におきましては学校の半数、全生徒の半数、約500人の方がインフルエンザにかかったというような事例もありましたので、まだこれから予断を許さないと思っております。その中、インフルエンザの予防接種につきましては、65歳以上の高齢者と中学生以下の子供たちについては助成がありました。子供たちについては1人当たり大体1,500円ということで太良町は行ってまいりました。今回、これに500円プラスして、また対象も高校生までということで、私がこの間調べた杵藤地区といいますか、多分もう佐賀県内でも一番対象者、金額とも充実した内容になったんじゃないかなと思っております。

それで、数点聞きたいんですけど、この対象となる高校以下のまず子供たちの人数とその保護者の人数、これはそれぞれ何名ずつなのか、まずこれから教えてもらえますでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

まず、接種対象者につきましては、令和5年4月1日現在の人口ベースで申し上げますと、13歳未満の方が695名、それと中学生213名、それと高校生が237名、それと保護者が1,369名、以上のとおりでございます。

○7番（田川 浩君）

分かりました。

それで、またこういった新たな助成を出すものですから、まずは町民の方に対する広報といえますか、そういったものはどうされる予定なのか、これはいかがでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

広報活動につきましては、町報たらや、あるいはケーブルテレビあるいは新聞報道の記者クラブ等々の広報活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

今マスコミ関係もという話も出ましたけれど、私はこの間の3月の一般質問をするとき、高齢者と中学生以下の子供たち以外にどこかの市町は助成をやっているのかと調べましたけど、なかなか出てこなかったですね。というのは、今回その保護者までという対象を広げられていることは非常に珍しいといえますか、先進的な助成になっていると思いますので、太良町はいろいろな助成があっても、支援策があっても、なかなかPRが下手だという声を聞きますので、そういったところも今回PRして、プレスリリースなり出してもらって対応してもらいたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

せっかくのこういうことを、これは議員が提案された件でやってるわけですけど、やはり町民が知らなければ何もならないわけですので、私も区長会とかそれから町の健康づくり推進委員さんとかそういう会合の中でも、まだはっきりは議会にかけてないから言えないけれども、こういう提案があったからそういうことを考えておりますというようなことを話しております。今後、これを通していただければ、そういった会合でも、こういうことやっておりますのでぜひ子供さんたちの予防接種を高校生まで、保護者さんたちも受けるようになることで、極端に言えば予算がオーバーして足りないというぐらいでも私はいいと思うんですよ。ですから、そういったふうにして増えて、やはりせっかくの子育て支援を含めながらの事業としてやってるわけですから、それはもう我々もあらゆる手段を使ってPRをして、そして皆さんに受けていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

予算書の20ページの地域包括支援センターの移設について伺いたいというふうに思います。
今回、町民福祉課からしおさい館へ地域包括支援センターを移設したいということですが、この理由と、移設の時期とか所掌業務、それと職員等の配置あたりに変更があるのかどうか、具体的な内容をお尋ねしたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

地域包括支援センターの移転についてですが、これは介護保険事務所のほうの運営指導において、相談室の天井部が開いており声などが漏れやすい状態になっていると指導を受けましたところで、考えまして、いろいろ庁舎内でどこか包括支援センターの相談室を探しておりました。しかし、庁舎内では手狭でありまして、このしおさい館の保健棟のミーティングルームが空いているということで、そちらに移転することに決めました。

移転の時期につきましては、8月の中旬を予定しております。人員については、包括支援センターのメンバーそのまま移転する予定でございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

移転されるメンバーは何人ぐらいおられるのか、その所掌業務あたりも一応持っていかれるというふうに思いますけれども、それについての、今までやっていた業務と向こうでやる業務が幾らか違ってみたり連絡場所が違ってみたりとかする場合もあるというふうに思いますけれども、それについてはいかがですかね。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

メンバーについては、今、係が5名おりますけれども、5名そのまましおさい館のほうに行くということになります。所掌事務については、そのまま引き続きこのままの状態でしおさい館のほうで事務を行うということになりますので、すっぱり町民福祉課からしおさい館のほうに包括支援センターが移るイメージでございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

地域包括支援センターの事務局が移動するというような考え方でよろしいんですかね。

○町民福祉課長（森川陽子君）

議員お見込みのとおりでございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

今、5名の方がそっくり移動されるということですが、それは係長以下5名ということではないんですかね。

○町民福祉課長（森川陽子君）

はい。係長以下5名でございます。

○7番（田川 浩君）

そしたら、会計年度任用職員の2名も一緒にということでもいいですね。

○町民福祉課長（森川陽子君）

はい。

○7番（田川 浩君）

それで、今本当に包括のほうは忙しくされております。なかなか、私も実は住民さんからいろいろお願いされることがあって、包括のほうに行く機会もあるんですけど、なかなか通ったときに担当の方と話ができるというのが、3回に1回ぐらいですかね、町民の方と対応中だったり電話中であったり現場に行かれてたりと、本当に忙しくされております。本当にいろいろな相談事があると思うんですけど、例えばそういった施設への入所ですとか、あと介護認定ですとか、そういったことがあると思います。それで、その相談事が多いと思うんで、ミーティングルームというのはしおさい館に入って左に行ってすぐのところですかね。オープンになってるところですかね。それはどうですか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

議員御案内のとおり、しおさい館に入って左側の保健棟の正面のほうになります。

以上です。

○7番（田川 浩君）

あそこでしたら、場所は違えどオープンな場所ですので相談する方も見つけやすいんじゃないかなと思いますけれど、場所がごっそり変わってしまいますので、そこら辺の町民の方への広報みたいなものをしっかりやってもらいたいと思いますので、そこら辺についてはどう考えておられるのか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

広報につきましては、町報等で周知をしていきたいと思っております。あと、回覧のほうでも間近になりましたら御案内をさせていただく予定でございます。

以上です。

○10番（川下武則君）

25ページの農業振興費の中で、鳥獣の餌代といますか、この前説明を受けたんですけど、この92万円でどれくらい効果を見込んでいるか。また、この前も実は江口議員さんとも話をしたんですけど、とにかく捕ることが一番大前提ですけど、その捕るとにこれぐらいの金額で、非常にこの前も実は広域農道のオレンジ海道でかなりイノシシが石を下に蹴りやっ

あっちこっちの場所でしとるんですけど、それも踏まえて、担当課はこれのほかに何とかイノシシとかアナグマとかここら辺を撃退する策をほかには考えてないですか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

今回、6月補正で提出させていただいてる分につきましては、餌代の高騰ということで、高騰分の補填ということでさせていただいております。一応、捕獲報奨金も出してお願いしているわけですけど、ほかのコロナ対策事業等もありますので、これだけに物価高騰ということで特別に余分に出すというのもいかないじゃないかということで、これは1人当たりいたしますと2万円程度になりますので、それで御了解願いたいと思っております。

あと、捕り方というか、一応猟友会の方をお願いしてるんですけど、捕獲の資格がないとできないもんですので、猟の資格を取っていただくような支援も引き続き行っていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○10番（川下武則君）

担当課のほうも、捕獲量も一年一年増えてるといのはちゃんと確認されてると思うんですけど、捕獲量が増えるだけじゃなくて生存してるイノシシも増えてるということを頭に置いてもらいたいなというふうな思いで今回質問をさせてもらったんですけど、本当にこういう対策をしないと、もう正直な話、町長の山んにきに、家の近くにおとやったらまだよかんですけど、かなり民家のほうに、下のほうに、川原のほうとかあっちのほう、かなり栄町のにきまで現れたとかそういうふうな話も聞きますし、何とかしていかなとうまくないなというふうな思いで今質問しております。とにかく、できることを精いっぱいやっていってもらえればというふうに思います。いいでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

確かにうち付近の山ん中にももう勢いよかですよ、今イノシシがね。そして、我々人間がメッシュ、囲いの中に入るとっごたっ状態で、イノシシは山ん中を走ってさるきよっわけですよ。ですから、やはり捕らないといけないと。しかし、やはりここに約46の方が今いらっしゃるけれども、この方たちは餌代がとにかく高騰してるというふうなことで、少しでもやっぱりもう餌を惜しみなく入れんと捕れんというようなことでございますので、今回、餌代を計上しとるわけですね。今、約一千頭ぐらい捕れてるんですけども、これがこの補助を増やしたからといって増えるとは限りませんけれども、やはり先ほど課長が言いましたように、捕る人がやっぱり増えてもらう、そして箱わな、こういった捕る器具あたりも増やしていかなといかんと、これは広域圏というか太良、鹿島、嬉野でやっておりますので、そういったところも協議をしながら、箱わなも増やす、捕る人も増えていってもらえればなという思いもしておりますので、そこら辺は、捕るわなの金額、約5万円ぐらいですかね、

そこら辺も補助するようにはしておりますので、できれば議員さん方もよしと思われる方はやってもらえば、江口議員は今一生懸命やってもらっておりますけども、そういったことでしてもらえればなと思っております。

とにかく、今イノシシが増えているのは事実です。囲いでメッシュをしてもあれで、私も散歩しよって10キロぐらいとを追いかけて鉄棒でたたいて捕りました。そういったことも実際あっておりますので、囲いから出てきておるから、そういったことで今後もこの鳥獣対策はしっかりやっついていかないと本当に大変なことになるんじゃないかなと思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○2番（西田辰実君）

28ページをお願いいたします。

漁業者継続支援金ですけども、今、非常に漁業者が少なくなっております。と申しますのは、栄町はゼロです。あと、杉谷に1軒、伊福に2軒あるだけです。本当に漁業者が減っております。この347万円の対象者は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

ノリだけ申し上げますけど、たら漁協が、昨年15人が今年10人に減られる予定です。大浦が5名でしたのが2人ということになっております。

以上です。

○2番（西田辰実君）

本当にもう漁業者が非常に苦慮されております。太良辺りも本当に、さっき言われましたように15名おったのが10名になったという状況にありますので、非常に厳しい状況でありますので、漁業者の今から先の後継者や継続、こういったものに支援をよろしく願いしたいなと思っております。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

今回、補正でお願いしてるのが、昨年ノリが悪かったといったことで、まずノリ業者の支援ですね。ラッカサンとかというんですかね、あのつり下げの袋、そういったものとか、それからほかの漁業者の方にも、やはりそこだけしてもいけないというふうなことで、昨年と同様1万円を全部の漁業者の方にやると。それは、船の網代。しかし、漁業者に聞けば網代は網には使わなくて、船の塗料に使えば、船の底を塗れば速く走るらしいです。そういうことを実は先日お聞きしましたので、入っております。うちは網代として計上しておりますけども、そういった使い方をされているというようなことで、議員言われるようにとにかく漁業者は困っております。ですから、今後もこういったところを各漁協あたりと話をしながら

支援をしっかりやって、一人でも辞めるといふ方がいないようなことに取り組んでいかないと、このように思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

23ページ、新型コロナウイルスワクチンの秋の接種について質問をします。

これはまた予算を組んでられるんですけども、対象になってるのが64歳以下の方だと思っておりますが、このワクチン、もう日本以外の国はほとんど打っていません。一部の国では生物兵器として認定を始めてるところです。

それで、これで新型コロナワクチン5回目を接種された64歳以下の方が何名ぐらいいるのかというのと、6回目を打たれる方は何人ぐらいを想定されているのかを教えてください。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

今回の秋接種の対象者、65歳以上の対象者ということですが、まず接種対象者につきましては12歳以上で2回接種完了した方が現在7,000人いらっしゃいます、対象者ですね。その対象者が先ほど7,060名ぐらいいらっしゃいますので、今回、接種見込みといたしまして4,200人程度の接種の見込みを予定いたしております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

さっき答弁が漏れてて、5回目を接種された64歳以下の方というのは、5回目です、5回目を受けられた方。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

高齢者で5回目を接種された方は、町内におきまして、これは6月4日現在で申し上げますと、35名でございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

もう一回言います。

私がお聞きしたのは、64歳以下の母数の方で5回目を受けられた方が何人ですかというのを聞いてます。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

今、手元に手持ち資料が、高齢者と全体数で申し上げたいんですけど、先ほど35名というのは65歳以上の方の接種者です。今お手元の私が持っている資料で申し上げますと、これはあくまでも全体なんですけど、5回目を打たれた方は75名いらっしゃいます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

そのリスクも今、広く言われてること、下手したら死亡するケースとか、例えば免疫が不全になるとか、例えばそういったリスクも今出てきていますので、そういったリスクのほうも、例えば重症化を予防するとかそういうことばかりをうたうんじゃないくて、こういったリスクもありますよというのはしっかりと皆さんに通知というか、そういうところもしていただきたいなと思っています。6回目については、できれば希望する方がいれば接種券をお渡しするというぐらいの慎重さでいいと思うんですけども、それについてはいかが思われますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

希望者というのも議員御案内とおりにいいかと思えますけど、一応、町といたしましてはあくまでもその対象者に含まれる方について接種券を配布をいたしております。ただし、接種するか否かにつきましては、厚労省のリーフレットを封筒の中に差し込んでおりますので、そちらのほうを読んでいただいて接種をしていただくと。先ほど議員のほうから言われましたとおり、確かに重症化リスクにつきましては高齢者のほうが重症化率が高いと。その反面、そういった接種をすればいろんな被害もあるというのも確かにございます。そこら辺のあたりは、町のほうとしても厚労省からのチラシをお配りする前に各戸に一度そういった接種被害等もありますのでよく御検討されて接種をしていただくというふうな御案内をしているところでございますので、町民の方はリーフレットあるいは町からの回覧板を見て判断していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

すいません、補正予算書の33ページ、高校生修学支援金について質問します。

この施策については、町長の早急な対応に感謝いたします。

課長に確認しますが、この対象学校の中に特別支援学校も含まれていると思います。また、太良町から特別支援学校に通学されておられる小・中学生の方がおられると思いますが、いかがですか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

議員お見込みのとおり、太良町から6名の方が通学されております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

特別支援学校に通学されている方は、保護者の方が送迎されておられます。また、昭和

56年から支援金として町より支給されていると思いますが、その支援金額は支給当時から変わっていないと思っておりますが、課長、どうでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

昭和56年当初より額は変わっておりません。

以上です。

○8番（江口孝二君）

町長、お尋ねします。

今の質問でも分かるように、特別支援学校に通学されてる小・中学生への援助は昭和56年当時のままです。ですから、経済的負担を軽減するためにもその支給額を見直してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

今回の高等学校関係の支援はこれに入っておりますけれども、この特別支援学校に行かれてる方は、例えば小学生、中学生含めて、これは今言われるように保護者さんが送迎されてるというようなお話も聞いております。ですから、そこら辺は今、例えば子供たちの子育て支援の一環の中でも昭和56年から上がってないのもあれば、そこら辺を精査して、前向きに少しでも保護者さん、油代もいろいろ上がっておりますので、そこを含めたところで前向きに検討してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第36号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

質疑の途中ですけれども、暫時休憩をいたします。

午前11時21分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第37号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第37号 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

歳出の7ページのほうに産前産後の期間をと書いてありますが、これは期間はどれくらいの期間内ですか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

産前産後の期間という御質問だと思います。この件に関しましては、産前産後の4か月間でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

そしたら、4か月間ということは2か月、2か月というふうな分け方ですかね。

それと、これは国保の人だけなんですけど、国保じゃなくて社会保険の方、これはあなたのほうでは分かんないかも分からないんですが、この辺の方はどのような取扱いになるんですか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

7ページにつきましては、産前産後に係るシステムの改修費用でございますので、国保のほうは私が担当でございますけど、社保のほうは分かりかねますので、答弁は差し控えさせていただきますというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第37号 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第38号

○議長（坂口久信君）

日程第9号 議案第38号 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第38号 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第39号

○議長（坂口久信君）

日程第10号 議案第39号 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第39号 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第40号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第40号 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第40号 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第12. 閉会中の付託事件について議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局より配付いたします。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第 1 議案上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第 1. 議案の一括上程。

町長提案の議案第41号から議案第49号を一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第41号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現委員の川瀬勝芳氏から、令和 5 年 6 月 30 日をもって辞任したい旨の届出が提出されたので、これを了承し、地方税法第423条第 4 項に基づき、中川博文氏を補欠選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は前任者の残任期間となり、令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 24 日であります。

次に、議案第42号から議案第49号までは、農業委員会委員の任命についてであります。

現在の農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 19 日で満了することから、後任の委員といたしまして、議案第42号は西村正史さん、議案第43号は野口敏春さん、議案第44号は榊原照博さん、議案第45号は中島政秀さん、議案第46号は福江晋さん、議案第47号は川下始さん、議案第48号は川崎豊洋さん、議案第49号は市丸義則さん、以上 8 名を太良町が任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第 2 議案第41号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2．議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

追加日程第3 議案第42号～議案第49号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3．議案第42号 農業委員会委員の任命についてから議案第49号 農業委員会委員の任命についてまでの8件を一括議題といたします。

質疑の方ありませんか。議案番号を言ってから質疑をお願いをいたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決をいたします。

議案第42号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願

ます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定をいたしました。

次に、議案第43号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第44号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第45号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第46号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第47号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第48号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第49号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。今定例会の会議に付されました事件は、全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

会議を閉じるに当たりまして、私ども任期最後の定例会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は6月2日に開会し、本日まで8日間にわたり、一般質問をはじめ重要案件につきましては大変活発な審議がなされましたことは、誠に意義深い議会でありました。ここに6月定例会の議事が円滑に運営できましたことに対して、全議員及び町長はじめ執行部の皆様に深く感謝を申し上げます。

さて、議員各位におかれましては次期選挙も間近になりましたが、どうかくれぐれも御自愛の上に奮闘なさいまして、明るく正しい選挙運動の下に見事当選の榮に勝ち取られ、再びこの議場で顔を合わせるように心から念願をするものでございます。

なお、私ごとで恐縮ですが、今任期中、議長の大役を務めさせていただきましたことは、本当に皆様からの心から成る御指導、御協力のたまものと厚くお礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

結びに当たりまして、執行部の皆様には、今後まちづくりを進める上で過去4年間の審議

の過程において表明された議員各位からの意見や要望等を十分尊重され、今後の施策に反映されることを強く要望いたしたいと思います。

副町長をはじめ職員の皆様、町長を補佐し、太良町の特徴を生かした自立的な持続可能な社会を創生できますよう、今後ともその職責を全うされますようお願いし、甚だ簡単でございますけれども、御挨拶いたします。

これをもって令和5年第2回太良町議会定例会第2回を閉会をいたします。

午前11時47分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩